

岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託 仕様書

第1 委託業務名

岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託

第2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月24日（月）まで

第3 業務の目的

コロナ禍で訪れた田園回帰の流れにより、棚田をはじめとする美しい農村景観や伝統文化、これらを活かした農林漁業体験など、農村地域の魅力が再評価されている。

また、令和5年5月には、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し国内外からの人の流れが回復していることに加え、今後、「『清流の国ぎふ』文化祭2024」や「ねんりんピック岐阜2025」、「Expo2025 大阪・関西万博」など、世界的、全国的な大型イベントの開催が続けて予定されており、多くの方々に岐阜県の農村へ訪れていただく好機である。

そこで、棚田などの美しい景観や伝統文化、これらを活かした農林漁業体験など、岐阜県の農村の魅力国内外へ広く情報発信するため、動画及びガイドブックを制作するとともに、観光情報誌やSNSなどを活用し、効果的な情報の拡散を実施する。

第4 業務内容

(1) 共通事項

ア 受注者は、本業務の目的及び本県のグリーンツーリズムや農泊など都市農村交流の促進に向けた取組みを十分理解した上で業務を実施すること。

※関係ホームページ等

岐阜県HP	→	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2518.html
グリーンツーリズム専用HP	→	https://gifu-inaka.pref.gifu.lg.jp
県公式YouTubeチャンネル	→	https://youtube.com/@user-bw6gg4cb9g?si=CI0e53vp050AgHCH

イ 県と協議の上、業務運営体制、連絡体制、撮影及び制作スケジュール等を示す事業全体管理計画を作成すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受けること。

ウ 本業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。同責任者は、やむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間に変更しないこと。

エ 成果物に重大な誤りがあった場合は速やかに県に報告するとともに、受注者が修正、再作成等の必要な処置を講じること。受注者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

オ 事業の詳細及び本書に記載のない事項については、必要な都度、県と協議すること。

(2) PR動画の制作

ア 企画・構成

映像を通して、岐阜県の農村で過ごす快適さや楽しさを国内外に発信するために最適な映像、ナレーション、テロップ等を企画・構成すること。

イ 制作本数及び規格

(ア) 制作本数

岐阜県の農村を紹介する10分程度のPR動画・・・1本

(イ) 規格等

- ①美しい景観や生活文化などの棚田地域の魅力、農村の自然や文化等を活用した農林漁業体験など、本県の農村の魅力を紹介する内容とすること。
- ②日本語版と英語版を作成することとし、英語版についてはネイティブチェックを行うこと。
- ③ナレーションを付与する場合、ナレーションに対応した日本語字幕と英語字幕を作成すること。
- ④英語版にナレーションを付与する場合であっても、日本語のナレーションへ英語字幕を表示することで対応することとするが、必要に応じ英語のナレーションを活用すること。なお、英語のナレーションを活用した場合であっても、英語字幕は作成すること。
- ⑤ナレーションを付与する場合、ナレーションの日本語字幕を表示したもの、英語字幕を表示したもの、字幕表示の切り替えが可能なもの（日本語字幕表示、英語字幕表示、字幕表示無）の3パターンを作成すること。
- ⑥撮影に入る前にシナリオ（絵コンテ）を制作すること。
- ⑦撮影日程、場所、出演者等は、シナリオをもとに県と協議の上、決定すること。
- ⑧外国人観光客の興味を引く構成等とすること。

ウ 撮影

- (ア) 県が提案する場所（10か所程度）及び受注者が提案する場所から選定した10箇所（岐阜地域、西濃地域、中濃地域、東濃地域、飛騨地域の各地域2箇所程度を目安）以上実施することとし、撮影場所の決定にあたっては、あらかじめ県と協議すること。
- (イ) 撮影への協力依頼、日程調整等、撮影地との交渉や撮影に必要な手続き、及びそれに係る費用の支払いは、受注者が行うこと。
- (ウ) 映像は新規撮影を原則とし、4K（3840×2160）とすること。
- (エ) 季節や天候、行催事の様子等、スケジュール的に撮影が困難な場合は、受注者が調達・収集した映像の一部使用も可とするが、映像全体の品質、トーンを極力揃えること。
- (オ) ドローンの活用、撮影場所や時間帯の工夫等により、本県の農村の魅力を効果的に伝える映像とすること。
- (カ) 出演者は必須ではないが、県と協議のうえ、決定すること。出演者を使用する場合は、本人の同意取得、謝金・交通費等の支払いは、受注者が行うこと。

エ 編集

- (ア) 撮影した映像を繋ぎ合わせるとともに、BGMやナレーション等の音響・音声効果を活用した編集を行うこと。
- (イ) イベント会場等での上映や県公式YouTube等での配信を行うために、必要な権利処理及びそれに係る費用の支払いは、受注者が行うこと。
- (ウ) 出演者がある場合は、肖像権や著作権に係る必要な手続き及びそれに係る費用の支払いは、受注者が行うこと。

(エ) ナレーションを付与した場合は、その内容をテキストファイルで納品すること。

オ 映像プレビュー（試写）

(ア) 制作状況及び内容確認のため、映像プレビューを2回程度実施し、県の実情を把握すること。

(イ) プレビューの結果、県の要請に応じて修正できる体制を整えること。

(ウ) プレビューに必要なデータは、ファイルの閲覧や動画配信サービス等、県が容易に確認できる形で用意すること。

カ 納品

(ア) 解像度等

データは4K（3840×2160）以上、30～60fpsの中で可能な限り高レートで納品すること。ただし、YouTube等での活用において制限がある場合は、それに準ずること。

(イ) 形式

①そのまま視聴できるデータ及びパソコン、スマートフォン等での使用、YouTubeチャンネルへの掲載を想定した軽量化データを納品すること。

②映像素材一式（撮影場所、出演者等一覧を含む）を納品すること。

③記録媒体はDVD-R等とする。データ保管用の他に、動画をDVDプレイヤー等で再生可能な再生用DVD等にして納品すること。

(ウ) 納品場所

県庁 13F 農村振興課

(エ) 納期

令和7年3月24日（月）

(3) ショートPR動画の制作

ア 企画・構成

映像を通じて、四季折々の農村風景や季節の行事など、時期ごとに異なる農村の魅力をタイムリーに伝えるために最適なショート映像、テロップ等を企画・構成すること。

イ 制作本数及び規格

(ア) 制作本数

岐阜県内各地の農村の魅力を紹介する30秒程度のショートPR動画・・・10本

(イ) 規格等

①美しい景観、生活文化など岐阜県の棚田地域の魅力、農村の自然や文化などを活用した農林漁業体験を紹介する内容を含めること。

②1本毎に撮影場所や季節、テーマ等に変化をつけること。

③タイムリーな動画を月1回程度の頻度で県公式YouTubeチャンネルへ掲載できるよう、3か月に1回以上の頻度で各回2本以上の完成動画を納品すること。

④撮影に入る前に、撮影場所やテーマ等の年間スケジュールを作成すること。

⑤撮影日程、場所、出演者等は、年間スケジュールをもとに県と協議のうえ決定すること。

ウ 撮影

- (ア) 第4(2)ウで撮影した映像を使用することを基本とするが、ショートPR動画専用の映像を使用しても構わない。
- (イ) ショートPR動画専用の映像を撮影する場合は、第4(2)ウの(イ)から(カ)の規定を満足することとし、撮影場所等は県と協議のうえ決定すること。

エ 編集

- (ア) 撮影した映像を繋ぎ合わせるとともに、BGMやナレーション等の音響・音声効果を活用した編集を行うこと。
- (イ) イベント会場等での上映や県公式YouTube等での配信を行うために、必要な権利処理及びそれに係る費用の支払いは、受注者が行うこと。
- (ウ) 出演者がある場合は、肖像権や著作権に係る必要な手続き及びそれに係る費用の支払いは、受注者が行うこと。
- (エ) ナレーションを付与した場合は、その内容をテキストファイルで納品すること。

オ 映像プレビュー（試写）

- (ア) 制作状況及び内容確認のため、映像プレビューを2回程度実施し、県の了解を得ること。
- (イ) プレビューの結果、県の要請に応じて修正できる体制を整えること。
- (ウ) プレビューに必要なデータは、ファイルの閲覧や動画配信サービス等、県が容易に確認できる形で用意すること。

カ 納品

(ア) 解像度

ショート動画は4K(2160×3840、9:16の縦長)とすること。ただし、YouTube等での活用において制限がある場合は、それに準ずること。

(イ) 形式

- ①そのまま視聴できるデータ及びパソコン、スマートフォン等での使用、YouTubeチャンネルへの掲載を想定した軽量化データを納品すること。
- ②1本毎に分割したもののほか、10本の動画を1本に結合した動画を納品すること。
- ③映像素材一式(撮影場所、出演者等一覧を含む)を納品すること。
- ④記録媒体はDVD-R等とする。データ保管用の他に、動画をDVDプレイヤー等で再生可能な再生用DVD等にして納品すること。

(ウ) 納品場所

県庁13F農政部農村振興課

(エ) 納期

- 第1回 令和6年 6月28日(金)
- 第2回 令和6年 9月30日(月)
- 第3回 令和6年12月27日(金)
- 第4回 令和7年 3月24日(月)

(4) ガイドブックの制作

ア 企画・構成

紙面を通して岐阜県の農村で過ごす快適さや楽しさを国内外に発信できる内容とするため、最適な装丁、掲載記事、見出し(キャッチコピー)、写真を構成す

ること。

また、ガイドブックは第4（2）で制作するPR動画に関連づいたものとする
こと。

イ ページ構成（案）

（ア）表紙（タイトル、イメージ写真）

（イ）目次及びプロローグ

（ウ）美しい景観や生活文化などの棚田地域の魅力、農村の自然や文化を活用した
農林漁業体験など、本県の農村の魅力の紹介（見開き1頁（左右2頁）程度
×10件）

（エ）岐阜県へのアクセス、地図

（オ）裏表紙

ウ 掲載内容

（ア）表紙・裏表紙

完成イメージの試作品（写真、タイトル、ロゴ等）を3案程度作成し、提出す
ること。

（イ）目次及びプロローグ

本冊子の趣旨を簡潔に表す100文字程度の文章を作成し、県と協議の上、決定
すること。作成にあたっては、本文を読みたくくなるような魅力的かつキャッチー
な表現とすること。

（ウ）農村の魅力の紹介

①紹介する内容は、第4（2）の内容を基本に、県と協議のうえ決定すること。

②高画質な写真を多数使用すること。

③地域のキーパーソン（複数人も可）のインタビューを掲載すること。

④アクセス情報、問合せ先を掲載すること。

（エ）アクセス

海外からの来訪も考慮したアクセス情報をマップと共に記載すること。

エ 取材、撮影

（ア）取材

①取材先への協力依頼、日程調整、これに係る必要に応じて謝金、交通費等の支
払いを行うこと。

②地域の魅力を引き出すため、できるだけ多くの人物（農泊・グリーンツーリス
ム関係者、地域住民、自治体職員等）にインタビューをすること。

（イ）撮影

①撮影先との交渉、撮影に必要な手続き、及びこれに係る費用の支払いは、受注
者が行うこと。

②写真は新規撮影を原則とし、季節や天候、行催事の様子等、スケジュール的に
撮影が困難な場合は、受注者が調達・収集すること。その場合も、写真全体
の品質、トーンを極力揃えること。

③肖像権や著作権に係る必要な手続き、及び費用の支払いを行うこと。

オ 原稿作成

（ア）原稿作成

①上記エの取材をもとに、岐阜県の農村地域の魅力を伝える原稿を作成するこ

と。

②原稿作成後は、取材先に内容の確認を行うこと。

(イ) 編集

①読み物としてだけでなく、写真集としての要素も意識して視覚的に訴えるレイアウト、デザインを行うこと。

②ユニバーサルデザインフォントを基本とすること。

(ウ) 校正

①文字校正は5回以上を基本とし、初稿から校了まで県の要請に応じて校正できる体制を整えること。

②色校正は3回を基本とし、都度、ゲラ刷りを3部県へ提出すること。

カ 英語版の制作

日本語版と英語版を制作することとし、原稿執筆にあたっては、単に日本語原稿を直訳するのではなく、岐阜県の農村の魅力が外国人にもきちんと伝わるよう文章を検討し、必ずネイティブチェックを行うこと。

キ 印刷、納品

(ア) 規格

A5 判縦、28～32 頁程度、4 色刷、中綴じ

(イ) 用紙

マットコート紙、四六判 110kg

(ウ) 印刷部数

3,000 部（日本語版：2,500 部、英語版：500 部）

①納品形式

100 部を 1 締として紙で梱包し、2～3 締ごとに箱詰めすること。あわせて、Adobe Illustrator 形式等の編集可能なデータ及び掲載画像一式（撮影場所一覧を含む）を DVD-R 等に保存の上、納品すること。

②納品場所

県庁 13F 農政部農村振興課

③納期

令和 7 年 3 月 24 日（月）

(5) メディアを活用した情報拡散

ア 企画等

(ア) 岐阜県の農村で過ごす快適さや楽しさについて、名古屋圏を中心とする大都市圏へ、効果的に発信するための雑誌、WEB 配信記事、SNS 等各種メディアを組み合わせた最適な手法を企画すること。

(イ) 取り扱う情報は、第 4（2）から（4）で取材、撮影した内容を基本とする。

(ウ) 拡散効果を持続的なものとするため、閲覧者等を既存の関連ホームページ、YouTube チャンネル（第 4（1）アの四角囲みのサイト等）へ誘導する仕組みを組み込むこと。

(エ) 記事等を掲載する媒体及び掲載時期は、受注者が提案し、県と協議の上決定すること。

イ 雑誌を活用した情報拡散

- (ア) 名古屋圏及びその周辺を中心に4万部以上発行している情報誌へ、カラー見開き1頁(左右2頁)以上、関係する情報を掲載すること。
- (イ) 発行部数は、複数回または複数の媒体へ掲載することで、発行部数を満足すればよいこと(例1:発行部数3万部のA雑誌+発行部数1万部のB雑誌で発行部数4万部以上を確保、例2:発行部数2万部のC雑誌×2回掲載で4万部以上を確保)。
- (ウ) 複数回または複数の媒体へ掲載する場合であっても、1件当たりの記事はカラー見開き1頁(左右2頁)以上とすること。

ウ WEBサイトを活用した情報拡散

- (ア) 上記イに関連する記事をWEB配信記事等、インターネット上で閲覧可能な媒体へ掲載すること。
- (イ) 1件当たりA4サイズ2頁相当以上の記事を掲載すること。
- (ウ) 当該記事の閲覧数について、公開期間中4,000PV以上確保すること。
- (エ) 閲覧数は、複数回または複数の媒体へ掲載することで、閲覧数を満足すればよいこと(例1:A媒体2,000PV+B媒体2,000PVで4,000PV以上を確保、例2:A媒体1回目3,000PV、A媒体2回目1,000PVで4,000PV以上を確保)。
- (オ) 複数回または複数の媒体へ掲載する場合であっても、1件当たりの記事は上記(イ)を満足すること。

エ SNSを活用した情報拡散

- (ア) 受注者または受注者が提案するインフルエンサー等がアカウントを所有するSNS等を活用し、関連する情報を広域的に拡散すること。
- (イ) 上記(ア)に係るアカウントのフォロワー数は合計で3万人以上とし、本業務で拡散する情報に係るインプレッション数は合計で5万imp以上確保すること。
- (ウ) 複数回または複数の媒体を活用することで、合計でフォロワー数及びインプレッション数を満足すればよいこと。

オ その他

- (ア) 上記アからエに加えて、事業効果を高めるため、あらかじめ県の承諾を受け、各メディアを活用した情報発信を実施することができる。
- (イ) ただし、これに係る経費はすべて請負代金に含めること。

カ 取材、撮影

(ア) 取材

第4(4)エで取材した内容のほか、県から提供する情報及び受注者が所有している情報を使用すること。

(イ) 撮影

- ① 写真は新規撮影したもののほか、県から提供するもの及び受注者が調達・収集したものを使用すること。
- ② 写真全体の品質、トーンは極力揃えること。
- ③ 肖像権や著作権に係る必要な手続き、及び費用が必要な場合は、受注者が行うこと。

キ 原稿作成

(ア) 原稿作成

- ①上記カの取材をもとに、岐阜県の農村地域の魅力を伝える原稿を作成すること。
- ②原稿作成後は、取材先に内容の確認を行うこと。

(イ) 編集

文書のほか、活用するメディアに応じて、適切に写真や地図等を使用し、読者が岐阜県の農村へ訪れたいと感じるレイアウト、デザインを行うこと。

(ウ) 校正

- ①校正は5回以上を基本とし、初稿から校了まで県の要請に応じて校正できる体制を整えること。
- ②他社が運営するメディアを活用する場合など、他に定められている規定がある場合は、これに準ずることができるが、この場合であっても、最終原稿編集前の素案段階を含めて上記①を満足すること。

ク 納品

(ア) 納入物

- ①記事を掲載した雑誌の原本 1部
- ②記事を掲載した雑誌の発行部数を示す資料 一式
- ③記事を掲載したWEBサイトの写し及びPDFデータ 一式
- ④記事を掲載したWEBサイトの閲覧回数を示す資料 一式
- ⑤記事を掲載したSNSの写し及びPDFデータ 一式
- ⑥記事を掲載したSNSのフォロワー数、インプレッション数を示す資料 一式
- ⑦その他、業務の成果を分析・整理した資料 一式

(イ) 納入形式

- ①紙ベース資料
チューブファイルなどの簡易製本 1部
- ②データ資料
DVD-Rなどのメディア 1枚

(ウ) 納品場所

県庁 13F 農政部農村振興課

(エ) 納期

令和7年 3月24日(月)

第5 県への提出書類等

(1) 見積内訳書

契約締結後、速やかに見積内訳書を提出すること。

(2) 実施計画書

契約締結後、速やかに業務実施に係る事業計画書(実施体制、スケジュール等を記載)を作成し、県の承認を得ること。

(3) 委託業務完了届

業務完了後、速やかに業務委託完了届を県に提出すること。

第6 支払条件等

- (1) 原則として、委託業務完了後に本業務に係る経費を支払うものとする。受注者は、前条の規定により委託業務完了届を提出し、県の検査に合格した後、所定の手続きに従って契約金額の支払いを県に請求できるものとする。
- (2) 県は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。
- (3) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受注者は概算払を請求することができるものとする。概算払を請求したときは、本業務完了後、遅滞なく県に対して精算報告書を提出しなければならない。
- (4) 上記(3)による精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回る場合には、精算額により支払金額を確定するものとする。

第7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受注者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

(3) セキュリティ対策

受注者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

受注者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 著作物の利用

ア PR動画及びショートPR動画

別記3-1「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

イ ガイドブック

別記3-2「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

ウ メディアを活用した情報拡散

別記3-3「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

(7) 知的財産権の取扱い（著作権は除く）

受注者は、本業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処することとする。

(8) 関係書類等の整備

ア 本業務実施に関する総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿等を整備し、業務終了後5年間は保存すること。

イ 県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受注者に対して報告させ、又は、事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合があるが、速やかに協力すること。委託業務終了後も同様とする。

第8 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。

第9 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができる。この場合、県に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受注者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

第10 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、県と受注者の両者協議により業務を進めるものとする。また、本委託業務実施にあたっては、県や関係団体と十分に協議したうえで行うこと。

別記1

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受注者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受注者は、県に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受注者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受注者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受注者は速やかに連絡し、県からの要求があれば書面で県に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が県の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、県の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び県が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受注者は、県の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が県に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、県が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について県に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受注者の管理に属するものに限定するものとし、受注者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受注者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 県の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により県が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、県の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。

(4) 県の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。

(5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに県に引き渡すこと。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うこと。

(6) 管理対象情報を、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を県へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受注者は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受注者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、県への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

2 受注者は、県に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

3 受注者は、県の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受注者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

4 受注者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 県は、受注者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受注者の建物も含め実地に調査し、又は受注者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 県は、受注者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受注者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに県に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、県の指示に従わなければならない。

2 受注者は、本業務について事故等が発生した場合は、県が県民に対し適切に説明するため、受注者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受注者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受注者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受注者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく県に連絡し、県からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受注者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、県に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受注者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、県に提出しなければならない。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受注者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、岐阜県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受注者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受注者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受注者は、岐阜県からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、岐阜県に受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ岐阜県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 受注者は、岐阜県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ岐阜県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受注者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

- 7 受注者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、岐阜県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
 - 8 受注者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
 - 9 受注者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
 - 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
(返還、廃棄又は消去)
- 第8 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、岐阜県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 受注者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を岐阜県に提出しなければならない。
 - 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、岐阜県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
(秘密の保持)
- 第9 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
(複写又は複製の禁止)
- 第10 受注者は、この契約による事務を処理するために岐阜県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。
(再委託の禁止)
- 第11 受注者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を岐阜県に提出して岐阜県の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間

- (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、岐阜県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、岐阜県の求めに応じて、その状況等を岐阜県に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を岐阜県に提出して岐阜県の承諾を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受注者は、岐阜県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、岐阜県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
（派遣労働者等の利用時の措置）
- 第12 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、岐阜県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
（立入調査）
- 第13 岐阜県は、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めると及び受注者の作業場所を立入調査することができるものとし、受注者は、岐阜県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
（事故発生時における対応）
- 第14 受注者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により岐阜県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、岐阜県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 岐阜県は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、岐阜県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより岐阜県が損害を被った場合には、岐阜県にその損害を賠償しなければならない。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託仕様書第4(2)(3)で作成される成果物(以下、「成果物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受注者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 受注者は、県に対し、成果物が著作物に該当する場合には、県(県が指定する者を含む。以下同じ)が次に掲げる方法で、成果物を利用することを許諾する。
- 一 会議やイベントなどにおいて、必要な範囲で成果物を複製し、無料で配布、説明又は上映すること
 - 二 インターネット(関係ホームページ等)に掲載し、無料で配信すること
 - 三 県政広報番組等の広報番組で紹介すること
 - 四 岐阜県内で実施される農泊やグリーンツーリズムなど都市農村交流の参加者拡大のために使用すること
 - 五 一から四を実施する際、必要のために著作物を編集及び加工すること

(著作者人格権)

- 第3 県は成果物を利用するにあたって、著作者の表示をすることを要しない。
- 2 県が映像の内容・表現又はその題号に変更を加える場合(拡大、縮小、色調の変更、一部切除等も含む。)には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。

(保証)

- 第4 受注者は、県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(対価)

- 第5 本成果物の作成の対価、本成果物の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第6 県及び受注者は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

(その他)

- 第7 本書に定めのない利用形態については、発注先と受注者別途協議の上、利用の可否、対価等につき決定するものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託仕様書第4(4)で作成される成果物(以下、「成果物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受注者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために受注者が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 イラスト、地図、図表
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受注者に譲渡させるものとする。
- 一 受注者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受注者は、岐阜県に対し、成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「成果物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 県は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受注者は、県に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受注者は、岐阜県に対し、成果物等の電子データが入った納入物を当該成果物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物等の引渡し時に岐阜県に移転する。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託仕様書第4(5)で作成される成果物(以下、「成果物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受注者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真およびその他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 受注者が作成した成果物の利用許諾については、その都度、県と受注者の協議により別途書面を取り交わし、許諾を得るものとする。

(保証)

- 第3 受注者は、県に対し、成果物が第三者の著作物その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。